

原議保存期間10年  
(平成36年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙少発第20号  
平成25年9月26日  
警察庁生活安全局長

## いじめ防止対策推進法の施行について

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)は、別添のとおり、平成25年6月に成立、公布され、本年9月28日に施行されることとなった。学校におけるいじめ問題については、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」(平成25年1月24日付け警察庁丙少発第1号。以下「通達」という。)に基づき、これまでも的確な対応を推進してきたところ、今般制定された法の制定の趣旨、目的、要点及び留意事項は下記のとおりであるので、引き続き、対応に遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 1 制定の趣旨及び目的

いじめが、いじめを受けた児童生徒(以下「児童等」という。)の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものである。

#### 2 法の要点及び留意事項

##### (1) 総則

##### ア いじめの定義(第2条関係)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。以下単に「学校」という。)に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされた。

##### イ いじめの禁止(第4条関係)

児童等は、いじめを行ってはならないものとされた。

##### ウ 財政上の措置等(第10条関係)

国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとされた。

(2) いじめ防止基本方針等

ア いじめ防止基本方針（第11条～第13条関係）

文部科学大臣は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」を定め、地方公共団体はいじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた「地方いじめ防止基本方針」を定めるよう努め、学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」を定めるものとされた。

イ いじめ問題対策連絡協議会（第14条関係）

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるものとされた。

警察では、学校や教育委員会等（以下「学校等」という。）と連携の上、いじめ事案を早期に把握し、把握した事案への必要な対応を適確に行うこととしているところであるが、必要に応じて当該連絡協議会に参加し、学校等と日頃から緊密に情報共有できる態勢の構築に努めること。

(3) 基本的施策

ア いじめの早期発見のための措置（第16条関係）

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査や相談体制の整備をするものとされた。また、国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとされた。

警察では、少年相談活動においていじめ事案に関する相談にも対応しているところであるが、少年サポートセンターの警察施設外への設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等を引き続き推進するとともに、これら相談窓口についての周知の徹底を図ること。

イ 人材の確保及び資質の向上（第18条関係）

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成や資質の向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとされた。

「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者」や「いじめへの対処に関し助

言を行うために学校の求めに応じて派遣される者」として、警察と学校との緊密な連携を図る上で架け橋として重要な役割を果たすスクールサポーターも想定され得る。

(4) いじめの防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（第22条関係）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとされた。

学校からの求めがあればスクールサポーターを当該組織に参加させるなどして、学校との更なる連携強化に努めること。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合の適切な措置（第23条第1項関係）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとることとされた。

警察の少年相談活動においていじめに関する相談を受けた場合において、相談者が求めるときには警察から学校に連絡するなど、的確な対応に努めること。

(イ) 複数の教職員等によるいじめを行った児童等に対する指導等（第23条第3項関係）

学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとされた。

(ウ) 所轄警察署との連携（第23条第6項関係）

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとされるとともに、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めることとされた。

このことを踏まえ、学校から相談や通報を受けた場合も含め、把握したいじめ事案については、事案の重大性や緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、警察としてより一層適確な対応を行うこと。